



三重県公報

平成28年6月14日（火）

第 2809 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
公 安 委 規 則			
7	三重県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則	(公 安 委 員 会)	2
告 示			
409	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(障 が い 福 祉 課)	2
410	農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの登録事項の変更の届出	(農 産 物 安 全 課)	2
411	同件	(同)	3
412	保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知	(治 山 林 道 課)	3
413	同件	(同)	4
414	証紙の販売人の住所を変更した旨の届出	(出 納 局)	4
415	証紙の販売所の所在地を変更した旨の届出	(同)	4
選 管 告 示			
43	参議院選挙区選出議員選挙において候補者の届出等の書類を提出すべき場所	(選 挙 管 理 委 員 会)	5
監 査 委 員 告 示			
1	包括外部監査人の監査の事務の補助	(監 査 委 員)	5
公 安 委 告 示			
60	幹部交番、交番、警察官駐在所等の名称、位置及び所管区の一部を改正する告示	(公 安 委 員 会)	5
公 告			
	土地改良区役員の退任及び就任の届出	(農 地 調 整 課)	6
	土地改良区の定款変更の認可	(同)	6
特 定 調 達 公 告			
	一般競争入札を行う旨	(警 察 本 部)	7

公安委規則

三重県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十八年六月十四日

三重県公安委員会委員長 田中彩子

三重県公安委員会規則第七号

三重県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

三重県警察の組織に関する規則（昭和四十一年三重県公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。第十六条に次の一号を加える。

六 サイバーセキュリティ戦略の企画及び総合調整に関すること。

第三十条第一項中「四課」を「三課」に、「警備第一課 サニット対策課」を「警備第二課」に改める。

第三十二条の二を削る。

附則

- 1 この規則は、平成二十八年六月二十四日から施行する。
2 三重県警察国有物品管理規則（昭和四十年三重県公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第十四号様式中 [Table with 2 rows and 13 columns: 警備, 二]

[Table with 1 row and 13 columns: 備, 一] に改める。

告示

三重県告示第 409 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり精神通院医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

平成 28 年 6 月 14 日

三重県知事 鈴木英敬

Table with 4 columns: 医療機関の種別, 医療機関の名称, 所在地, 指定年月日. Rows include 訪問看護, 薬局, 病院・診療所.

三重県告示第 410 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 7 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がありましたので、同条第 9 項の規定により公示します。

平成 28 年 6 月 14 日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 登録年月日及び登録番号
平成 14 年 8 月 12 日 第 15 号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
伊勢農業協同組合	代表理事組合長 加藤 宏	三重県度会郡度会町大野木 1858 番地

3 変更内容

農産物検査員の追加

氏名	住所	農産物の種類	証明書番号
西堀 直弥	■■■■■■■■■■	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2427009
長谷川 峻也	■■■■■■■■■■	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2427010

三重県告示第 411 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 7 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がありましたので、同条第 9 項の規定により公示します。

平成 28 年 6 月 14 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 登録年月日及び登録番号

平成 14 年 6 月 11 日 第 3 号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
鈴鹿農業協同組合	代表理事組合長 谷口 俊二	三重県鈴鹿市地子町 1268 番地

3 変更内容

(1) 農産物検査員の抹消

氏名	住所	農産物の種類	証明書番号
森田 昭則	■■■■■■■■■■	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2315190
中村 佳史	■■■■■■■■■■	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2317113

(2) 農産物検査員の追加

氏名	住所	農産物の種類	証明書番号
古市 素行	■■■■■■■■■■	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2427006
三谷 裕司	■■■■■■■■■■	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2427007
谷口 昌志	■■■■■■■■■■	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2427008

三重県告示第 412 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第 33 条の 3 の規定において準用する同法第 30 条の規定により告示します。

平成 28 年 6 月 14 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

熊野市甫母町字赤目 612 の 1、木本町字切立 938、953、井戸町字中井田 3207、3209、3820、字松原 3649 の 1、3649 の 13、3649 の 14、字馬ノ戸 3656 の 2、3656 の 9、有馬町字羽市木 2 の 3、2 の 19

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課、熊野市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 413 号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第33条の3の規定において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成28年6月14日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

熊野市神川町神上字坊ノ谷380の1、381、井戸町字杉山2622の1から2622の3まで、2627、4255、4260、4262、字坊作り2591の2、2591の3、2597、2597の2、2603の1、4263、4264、字ムクロジ4256、4257の1から4257の3まで、4259、4266、4269の1、五郷町桃崎字赤倉山1188の1、1188の2、神川町長原字唐竹尾平1146の1、1146の3、1148の1、1150、1151、1152の1、1153、紀和町大栗須字大堀上ミ79の1から79の4まで、80の1、81、82、五郷町和田字大坪601、602、604、605、608、609の1、609の2、610、字サマ山606、飛鳥町大又字高瀬山1465の1、飛鳥町小又字植地540の1、字李559から561、字冬木谷563の3、566、567の1、568、569、571、字平松570、新鹿町字中山2195、南牟婁郡御浜町大字神木字大河地2577の15、2577の41

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種を定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課、熊野市役所及び御浜町役場に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 414 号

三重県証紙条例(昭和40年三重県条例第12号)第5条第1項の規定により指定した証紙の販売人から、住所を次のとおり変更した旨の届出がありました。

平成28年6月14日

三重県知事 鈴木 英 敬

販売人の名称	住 所		変更年月日
	旧	新	
多気郡農業協同組合	多気郡明和町大字坂本1240番地の3	多気郡明和町大字齋宮1831番地の21	平成28年5月2日

三重県告示第 415 号

三重県証紙条例(昭和40年三重県条例第12号)第5条第1項の規定により指定した証紙の販売人から、販売所の所在地を次のとおり変更した旨の届出がありました。

平成28年6月14日

三重県知事 鈴木 英 敬

販売人の名称	販売所の名称	所 在 地		変更年月日
		旧	新	

伊勢農業協同組合	紀伊長島支店	北牟婁郡紀北町紀伊長島区東長島 926-7	北牟婁郡紀北町東長島 926-7	平成 28 年 4 月 1 日
伊勢農業協同組合	海山支店	北牟婁郡紀北町海山区相賀 827-1	北牟婁郡紀北町相賀 827-1	平成 28 年 4 月 1 日

選 管 告 示

三重県選挙管理委員会告示第 43 号

平成 28 年 7 月 10 日執行予定の参議院選挙区選出議員選挙において、候補者の届出等の書類を選挙長に提出すべき場所及び選挙事務所の設置等の届出、政党その他の政治団体の政談演説会の開催の届出その他の選挙に関する届出等の書類を県の選挙管理委員会に提出すべき場所を次のとおり定めましたので告示します。

平成 28 年 6 月 14 日

三重県選挙管理委員会委員長 宮 寄 慶 一

津市広明町 13 番地 三重県庁 2 階 三重県選挙管理委員会室。ただし、平成 28 年 6 月 22 日(水)については、津市広明町 13 番地 三重県庁講堂とする。

監 査 委 員 告 示

監査委員告示第 1 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 32 第 1 項の規定に基づき、包括外部監査人が監査の事務を補助させることができる者について、平成 28 年 6 月 6 日に、次のとおり協議が調いました。

平成 28 年 6 月 14 日

三重県監査委員 福 井 信 行
 三重県監査委員 杉 本 熊 野
 三重県監査委員 小 林 正 人
 三重県監査委員 田 中 正 孝

当該監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査事務を補助できる期間

氏 名	住 所	補助できる期間
岩 戸 誠 司	愛知県安城市今池町 2-2-13 コープ野村新安城南 2-104	平成 28 年 6 月 6 日から 平成 29 年 3 月 31 日まで
丹 羽 滋 正	愛知県あま市木田東新五領 12 番地 10	
高 士 雄 次	愛知県江南市赤童子町大堀 11 番地	
齋 藤 潤	愛知県名古屋市中区川名本町 4-5-6 グランステージ川名 302	
田 中 友 也	愛知県名古屋市中区千種区徳川山町 6-2-26 ラグナヒルズ Q705	
永 田 義 博	愛知県豊田市今町 7 丁目 5 番地	
赤 塚 法 生	三重県津市上浜町 6 丁目 270 番地	
小 野 亮 介	愛知県名古屋市中村区中村町 6-11-1 フリーデン中村 103	
山 田 麻 登	愛知県名古屋市中区香呑町 4 丁目 47 番地	

公 安 委 告 示

三重県公安委員会告示第 60 号

幹部交番、交番、警察官駐在所等の名称、位置及び所管区(昭和 45 年三重県公安委員会告示第 1 号)の一部を

次のように改正し、公表の日から施行します。

平成 28 年 6 月 14 日

三重県公安委員会委員長 田 中 彩 子

表鳥羽警察署の項中

浜島警察官駐在所 志摩市浜島町浜島	志摩市のうち 浜島町
賢島臨時警備派出所 志摩市阿児町神明	

を

浜島警察官駐在所 志摩市浜島町浜島	志摩市のうち 浜島町
----------------------	---------------

に改める。

公 告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

平成 28 年 6 月 14 日

三重県知事 鈴木 英 敬

四十九東部土地改良区（伊賀市四十九町 1757 番地の 2）

退任理事

伊賀市四十九町 2457 番地	野 上 正 夫
〃 〃 1701 番地	辻 本 三千男
〃 〃 1706 番地の 1	前 川 榮 一
〃 〃 2465 番地	藤 岡 孝
〃 〃 1757 番地の 2	前 川 輝 昭

退任監事

伊賀市四十九町 2406 番地	福 島 辰 幸
〃 〃 2453 番地	松 永 二三代

就任理事

伊賀市四十九町 2457 番地	野 上 正 夫
〃 〃 1706 番地の 1	前 川 泰 弘
〃 〃 1701 番地	辻 本 三千男
〃 〃 1757 番地の 2	前 川 輝 昭
〃 〃 2465 番地	藤 岡 孝

就任監事

伊賀市四十九町 2406 番地	福 島 辰 幸
〃 〃 2453 番地	松 永 二三代

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、三里溜池土地改良区（いなべ市大安町平塚 556-2）の定款の変更を認可しました。

平成 28 年 6 月 14 日

三重県知事 鈴木 英 敬

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

平成28年6月14日

三重県警察本部長 森 元 良 幸

1 入札に付する事項

(1) 賃貸借契約の案件名

C R T 運転適性検査器賃貸借契約

(2) 契約の特質等

賃貸借物品の性能に関し、三重県警察本部長が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 納入期限

平成29年2月28日（火）

(4) 履行場所（納入場所）

三重県警察本部交通部運転免許センター3階

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32号第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3 入札に関する事項

(1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。

(3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 入札者及び落札候補者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請書を平成28年7月7日（木）12時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)及び(3)の書類を提出してください。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第3条第1項に定める申請書（第1号様式）

(2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し

(3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し

5 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8514 三重県津市栄町一丁目100番地

三重県警察本部警務部会計課用度係 担当 吉居、渡部

電話 059-222-0110 (内線) 2261、2265 ファクシミリ 059-226-9917

(2) 契約条項を示す場所

(1)に同じです。

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県出納局会計支援課企画支援班

電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書(仕様書)の配布方法

本公告日から平成 28 年 7 月 25 日(月)まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

平成 28 年 7 月 14 日(木)までに通知します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から平成 28 年 7 月 25 日(月) 14 時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を朱書きの上、津塔世橋郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 平成 28 年 7 月 25 日(月) 14 時まで

なお、津塔世橋郵便局へは平成 28 年 7 月 19 日(火)から同月 25 日(月) 14 時までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-0004 三重県津市栄町一丁目 850 番地

宛 先 津塔世橋郵便局留め

受取人 三重県警察本部警務部会計課用度係

案件名 C R T 運転適性検査器賃貸借契約入札書在中

(7) 開札の日時及び場所

日時 平成 28 年 7 月 25 日(月) 14 時 10 分

場所 三重県津市栄町一丁目 100 番地

三重県警察本部警務部会計課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則(平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。)第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

なお、入札保証金の納付が必要な場合は、競争入札参加資格の結果を通知する際に別途連絡します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県警察本部長が判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

(1) Subject Matter of the Contract:

Lease Contract of The CRT Driving Aptitude Tester

(2) Bid Submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 2:00 P.M. on Monday, July 25, 2016.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Tuesday, July 19, 2016 and 2:00 P.M. on Monday, July 25, 2016.

(3) Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 2:10 P.M. on Monday, July 25, 2016.

(4) Managing Authority:

Finance Division, Police Administration Department, Mie Prefectural Police Headquarters

1-100 Sakae-machi, Tsu city, Mie Prefecture, Japan Post code:514-8514

Tel. 059-222-0110 (EXT. 2261, 2265)

Fax. 059-226-9917

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
